

佐賀県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和5年1月24日から令和5年2月24日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 323号	佐賀市富士町大字中原字小川 670番18地先から 佐賀市富士町大字中原字小川 670番1地先まで	後	48.2～ 33.3	120.0
	佐賀市富士町大字中原字小川 670番18地先から 佐賀市富士町大字中原字小川 670番1地先まで	前	41.1～ 17.5	120.0